

# 豊中市産休等代替職員制度実施要綱

## 第1 性格及び目的

産休等代替職員制度は、児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を当該児童福祉施設等の長が臨時的に任用等を行い、市がその所要経費に対して助成することによって、職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇を確保することを目的とする。

## 第2 用語の定義

- 1 この要綱において「児童福祉施設等の職員」とは、別表の「施設種別」欄に掲げる施設（公立を除く）に常勤の職員として勤務する「職種」欄に掲げる職員のうち児童福祉施設等の給付費、委託費又は措置費に算入されている等、国及び市の定める配置職員である者をいう。
- 2 この要綱において、「産休等職員」とは、児童福祉施設等の職員のうち、出産することとなる者又は疾病若しくは負傷のため31日以上療養を必要とする者で、第3の1に掲げる休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより、労働基準法第11条に規定する賃金の全額又は地方公共団体の給与に関する条例に基づき給与の全額の支給を受ける者をいい、「産休等代替職員」とは、産休等職員の職務を臨時的に行う者をいう。
- 3 この要綱において、「任用等」とは、児童福祉施設等の長（その者が任命権を有しないときは、その任命権を有する者とする。）が、施設の職員を直接雇用すること、若しくは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年7月5日法律第88号）第26条により、労働者派遣契約を行うことをいう。

## 第3 産休等代替職員の任用等

### 1 任用等の義務及び期間

児童福祉施設等の長は、当該児童福祉施設等の産休等職員の職務を行わせるため、次に掲げる期間を限度として産休等代替職員を臨時的に任用等するものとする。

(1) 児童福祉施設等の職員が出産する場合（以下「産休の場合」という。）次のア又はイに掲げる期間

ア その職員の出産予定日の 6 週間、多胎妊娠の場合は 14 週間前の日から産後 8 週間を経過する日までの期間

イ その職員が産前の休業を始める日から起算して 14 週間、多胎妊娠の場合は 22 週間を経過する日までの期間

(2) 児童福祉施設等の職員が傷病のため、31 日以上継続する療養を必要とする場合（以下「病休の場合」という。）

その職員が休暇を開始して 30 日を経過した日から起算して 60 日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間

## 2 資格等

(1) 児童福祉施設等の長が行う産休等代替職員の任用等に際しては、それぞれの職種ごとの所定の資格を有する者とし、健康診断書を徴する等健康状態に留意するものとする。

## 3 任用等の承認申込み

児童福祉施設等の長は、産休等代替職員を任用等する場合においては、その任用等しようとする産休等代替職員の住所、氏名、任用等予定期間、その他、必要な事項を記載した産休等代替職員任用等承認申込書（第 1 号様式）に、次の(1)に掲げる書類を添えて、次の(2)に掲げる日までに市長にこれを提出するものとする。

### (1) 添付書類

ア 産休の場合 (ア) 妊娠証明書（出産予定日の記載のあるもの）  
(イ) 代替職員の資格等証明書

イ 病休の場合 (ア) 医師の診断書（ただし、原則として病休職員が当該傷病のため継続して診療を受けている医療機関の医師によるものとする。）  
(イ) 代替職員の資格等証明書

### (2) 期限

ア 産休の場合、任用等しようとする日の 30 日前の日

イ 病休の場合、任用等しようとする日の 10 日前の日

#### 4 市長の行う任用等承認

前項の申込を受理した市長は、その申込に係る書類の審査により産休等代替職員を任用等する要件を満たしていると認めるときは、その産休等代替職員の氏名、その任用等承認期間（その期間については1の(1)又は(2)に定める期間をもってそれぞれ限度とする。）その他必要な事項を記載した、産休等代替職員任用等承認通知書（第2号様式）を当該児童福祉施設等の長に送付するものとする。

#### 5 任用等の変更承認申込及び変更の承認

- (1) 産休等代替職員の任用等の承認を受けた児童福祉施設等の長は、その任用等期間中に産休等代替職員を変更する事由が生じたときは、速やかに産休等代替職員任用等変更承認申込書（第3号様式）を、3の(1)に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
- (2) 任用等の変更承認申込を受理した市長は、その申込に係る書類の審査により、代替職員の変更が必要であると認めるときは、当該児童福祉施設等の長に対し、産休等代替職員任用等変更承認通知書（第4号様式）を交付するものとする。

#### 6 児童福祉施設等の長の届出義務

- (1) 産休等代替職員の任用等の承認を受けた児童福祉施設等の長は、その任用等期間中に産休等職員の雇用関係がなくなったとき若しくは産休等職員が就業したときは、速やかにその旨を産休等職員異動報告書（第5号様式）により市長に届け出るものとする。この場合において、この届出を受理した市長は、その事実のあった日からその承認を取り消すものとする。

### 第4 市の助成経費及び助成手続

別に定める「産休等代替職員費補助金交付要綱」による。

### 第5 施行期日

この制度は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この制度は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この制度は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この制度は、令和5年2月28日から施行する。

別表

<p>施設種別</p>	<p>施設型給付施設、地域型保育給付施設、一時保護所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、救護施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を除く）、婦人保護施設</p>
<p>職種</p>	<p>保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、准看護師、介護職員、介助員、生活相談員、児童生活支援員、児童自立支援専門員、支援員、栄養士、調理員、指導員（児童指導員、生活指導員、職業指導員等）、セラピスト（作業療法士、理学療法士等）</p>

※豊中市所管施設に限る